

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	特定有価証券の臨時報告書提出事由の見直し	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input checked="" type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし				
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし				
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし				
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし				※
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし				
【課題の説明】						

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《代替案との比較に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案における便益について「臨時報告書の新たな提出事由を追加することにより、投資者が投資判断上重要な情報を的確に取得することが可能になるといった便益が発生する。※本案と異なり、上場有価証券の投資者に対しては、上記便益は発生しない。」と記載されているが、便益として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、上場有価証券の発行者の臨時報告書の提出が必要である者において、提出事由の判定、記載内容の調査及び書類が不要となるといった便益、及び、行政庁（国）において、上場有価証券の発行者の臨時報告書の受理が不要となるといった便益が発生することが想定される。

○ 金融庁の説明

現行の臨時報告書提出事由に限って言えば御指摘のとおりであるが、改正事項に比してその占める割合は小さく、また、それにより得られる便益よりも、必要となる社会的費用が上回ることは評価書に記載のとおりであるため、分析結果には影響ない。